

言い換えた。その理由を就任時の年齢を一部使っていたためとしたが、1)③の生年月日一覧の、どの審査員・補充員の生年月日を取り違えたのかを開示すること。

4) 貴事務局は、第二回目議決を行った審査員平均年齢の提示を以下の如く2度言いかえたが、その理由を具体的に説明した書面を作成し、開示のこと。

- ・30.9 歳を 33.91 歳に訂正した理由
- ・34.55 歳に訂正した理由

5) 東京第五検察審査会は、2005 年から 2009 年 10 月までに審査員・補充員の選出を 20 回行っている。各回の平均年齢を開示のこと。

## 2. 前記内容の開示を求める理由

多くの国民が、審査員の選定に関し、検察審査会法に則った公正なくじ引きが行われていなかったのではないかという大きな疑念を持っている。

メディアもそのことを指摘し、「情報の公開を」と主張している。以下の記事参照。

東京新聞 2010 年 10 月 16 日「年齢クルクル検察審査怪」「情報の公開を」(添付)

疑念を抱くに至った事柄を以下に記す

1) 2 回の議決を行った審査員の平均年齢がともに 34.55 歳と公表されたが、この平均年齢は他の検察審査会における審査員平均年齢に比べ若すぎる。

参考 他審査会における審査員平均年齢

	一回目議決	二回目議決
明石歩道橋事故(神戸第二検察審査会)	53 歳	42 歳
福知山線脱線事故(神戸第一検察審査会)	47 歳	53 歳
小沢 07 年記載洩れ(東京第一検察審査会)	50 歳(否決)	なし

2) 無作為に選ばれるクジで平均年齢が 34.55 歳という若年齢になる確率はきわめて小さい。

審査員・補充員は、無作為に選ばれた 100 名の群からクジで 10 名が、また別の無作為に選ばれた群から 12 名が選ばれる。このようにして選ばれた審査員・補充員は、日本の成人の平均年齢に近くなり、極端に若かったり、極端に高年齢になったりはしない。

また、1 回目と 2 回目の審査員平均年齢が、34.55 歳という若年齢で、少数第 2 位まで一致する確率は天文学的に小さく、実際には発生しえない確率である。偶然の一致などいえるレベルではない。

3) 貴事務局は、2 回目議決の審査員平均年齢を 2 度も訂正した。このようなイージーミスが重なることは考えられない。また、以下の如くその訂正理由を説明したが、その説明にも矛盾がある。

・30.9 歳から 33.91 歳の訂正に際し、その理由は「37 歳の人を足し忘れ」があったとした。足し忘れから平均年齢を逆算すると  $(30.9 \times 11 + 37) \div 11 \approx 34.27$  となり、33.91 歳にならない。そもそもどのような計算をしたら、33.91 歳になるのか。37 歳の人を足し忘れたというのは事実か。甚だ疑問だ。

・さらに、34.55 歳に訂正したが、貴事務局は「就任時で年齢を算出していたものを議決時に直したこと等による」「足し忘れ以外の 10 人として計上した数字自体にも誤りがある。この数字はお忘れ頂いた方がよい。」と説明した。矛盾があるどころか、説明にもなっていない。これでは疑念は解消しない。